

量類の表示に関する公正競争規約案及び施行規則（検討原案）

2014/3/11

| 量類の表示に関する公正競争規約検討原案 | 量類の表示に関する公正競争規約施行規則検討原案 |
|---|-------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第11条第1項の規定に基づき、量類（第3条に掲げるものをいう。以下同じ。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(表示の基本)</p> <p>第2条 一般消費者に量類を販売する事業者は、その素材や加工履歴、加工処理方法等が、外見からは一般消費者に容易に判別できないことに配慮し、これらに関する情報や取引条件等について、一般消費者一人一人に正しくかつ十分に説明し、その正しい選択と安定した使用が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この規約は、次に掲げるものに関する表示に適用する。</p> <p>(1) いぐさ、七島いその他いぐさ状の素材を緯とし、麻糸、綿糸等を経として製織したものであって、次号に掲げる量床の表面に装着して使用するもの（以下「量表」という。）</p> <p>(2) 稲わら量床及び稲わらサンドイッチ量床（日本工業規格（以下「JIS」という。）A5901において規定するものをいう）及び建材量床（JIS A5914において規定するものをいう）（以下「量床」という。）</p> | |

(3) 畳床に畳表を縫い付け又は貼り付けたもの（全面を密着するように貼り付けたものをいい、タッカー止めものを除く。以下同じ。）であって、厚さ55ミリ及び60ミリのもの（部屋の寸法に沿って全面に敷き詰めて使用するものをいう。以下「畳」という。）

(4) 前号に準じた厚さ15ミリ以上のもの（畳と類似の使い方をするものをいう。以下「畳様のもの」という。）

(定義)

第4条 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。

2 この規約において「事業者」とは、以下に掲げる者であって、この規約に個別に参加する者及び第15条の畳類公正取引協議会の構成団体に所属し、かつこの規約に参加する意志を表明した者をいう。なお、畳類を構成要

(定義)

第1条 畳類の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第4条第1項に規定する「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する畳類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。

(1) 畳類（規約第3条に掲げるものをいう。以下同じ。）の本体又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示

(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）

(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告

(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告

(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

素とするものの販売についても同様に適用するものとする。

- (1) 畳類を製造し自ら販売する者又は他に委託して販売する者
 - (2) 畳類の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者
 - (3) 畳類を他から受入れ又は輸入して、自己の商標、氏名、若しくは名称を表示して販売する者
 - (4) 工務店、ハウスメーカー、ホームセンター、不動産業者、総合建設業者、リフォーム業者等、前3号の者に依頼を行う者
- 3 この規約において「新畳」とは、新規の畳床、畳表を用いて加工した畳又は畳様のものをいい、「表替え」とは、現に使用している畳床を用い、畳表を新調して行う加工をいい、「裏返し」とは、現に使用している畳床と畳表を用い、畳表を裏返して行う加工をいう。
- 4 この規約において「畳製作技能士」とは、畳製作技能検定試験に合格し、厚生労働大臣又は都道府県知事より技能士証が交付された者をいう。
- 5 この規約において「製造工程管理責任者」とは、日本工業規格への適合性の認証に関する省令（平成17年3月30日厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号）第2条第5号ロ（2）に規定する能力に準じる力量を有することを公的機関が認定した者（以下、「品質管理責任者」という。）をいう。
- 6 この規約において「認証資格」とは、畳に関する認証許可事業者、国、都道府県が規定したものに基つき適合性の認証を受け、許可証を交付されたものをいう。
- 7 この規約において「表面加工」とは、何らかの資材又は薬剤を用いて畳表の両面又は片面に施す加工をいい、着色剤を添加した天然染土にいぐさ原草を浸漬し畳表に製織すること及びいぐさ原草に直接着色剤による着色を施して畳表に製織することを含む。

(チラシ等における必要表示事項)

第5条 一般消費者に畳類を販売する事業者は、店頭掲示、折り込みチラシその他の方法により畳類の広告を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。

- (1) 販売事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- (2) 品名及びランクを設けている場合はそのランク
- (3) 畳表及び畳床の素材名並びに製造国名（いぐさ製畳表の場合は併せていぐさ原草産地名を記載）
- (4) 一般消費者が支払う材料費を含めた畳工事の総額（合理的な根拠に基づくものに限る。）

(二重価格表示等)

第6条 一般消費者に畳類を販売する事業者は、販売するに当たり、自己の販売価格（以下「自店販売価格」という。）に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対象価格」という。）を併記して表示する場合（比較対象価格と自店販売価格の差を割引率又は割引額で表示する場合を含む。以下このような表示を「二重表示価格」という。）は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 比較対象価格として、施行規則に定める自店平常価格又は市価とはいえない価格を用いること。

(2) 比較対象価格として、実在する自店平常価格又は市価よりも高い価格を用いること。

(3) 割引率又は割引額の算出の基礎となる価格や割引率又は割引額の内容等について、合理的な根拠なくして実際と異なる表示又は曖昧な表示を行うこと。

(4) 割引率又は割引額の適用対象となる商品が存在しない又は一部のものに限定されているにもかかわらず、その旨を明示しないで、当該事業者の取り扱う全商品

(自店平常価格等の定義)

第2条 規約第6条第1項第1号の自店平常価格又は市価の用語の定義は以下によるものとする。

(1) 「自店平常価格」（「当店通常価格」、「当店旧価格」等を含む。）とは、当該事業者における同一商品について、当該価格を比較対象価格として用いる日より前8週間のうち過半の期間にわたって実際に販売された価格をいう。

(2) 「市価」（「一般販売価格」、「市場価格」、「他店通常価格」等を含む。）とは、同一商品について、当該事業者が販売している地域内において競争関係にある事業者の相当数の者が実際に販売している最近時の価格を正確に調査した事実に基づく価格をいう。

又は特定の商品群を対象とした一括的な割引率又は割引額であることを強調した表示を行うこと。

- 2 二重価格表示を行う事業者は、自店販売価格及び比較対象価格がそれぞれどのような根拠に基づくものかについて、併せて表示しなければならない。

(豊類本体の必要表示事項及び表示方法)

第7条 一般消費者に豊類を販売する事業者は、次の各号に掲げる事項を、当該豊類本体の見やすい場所に邦文で明りょうに表示したものを取り付け又は書面にして豊類に添え若しくはコード番号、QRコード(磁気式若しくはマトリックス型二次元コードいう。以下同じ。)に対応した端末機器で容易に確認できる方法により表示しなければならない。

(1) 豊表

ア 豊表及び経糸の素材の名称

イ 豊表の素材がいぐさの場合は原料いぐさの産地名(ただし、外国産のものは原産国名)

ウ 製織地名(ただし、外国産のものは製織国名)

エ 製織者又は輸入者の氏名又は名称

オ 表面加工の有無、加工目的、及び使用資材又は薬剤

(具体的表示方法等)

第3条 規約第7条第1項第1号のアの豊表の素材(豊表の緯となるいぐさ状のものの素材をいう。以下同じ。)は、いぐさの場合は「いぐさ」と表示するものとし、いぐさ以外の場合は、素材が単体であるときは、「紙」、「ポリプロピレン」等と表示するものとする。

2 前項の場合において、豊表の素材が複数の原材料からなるときは、使用量が多いものから順に原材料名を表示するものとする。

第4条 規約第7条第1項第1号のイの産地名は、県名を表示するものとする。

第5条 規約第7条第1項第1号のオの表面加工の目的は、「防かび」、「防腐」、「抗菌」、「防ダニ」、「色留め」、「着色」等と表示するものとする。

第6条 規約第7条第1項第1号のエオの表面加工の資材

| | |
|--|--|
| <p>カ 畳表の素材がいぐさであって、かつ国産の畳表である場合はQRコード付きタグの有無</p> <p>(2) 畳床</p> <p>ア 種類又は記号 (JIS の表示に準じる。)</p> <p>イ 製造者の氏名又は名称及び住所</p> <p>ウ 防虫処理を行っている場合はその方法 (JIS の表示に準じる。)</p> <p>エ JIS 認証の有無 (「有」の場合は JIS 認証番号)</p> <p>(3) 畳及び畳様のもの</p> <p>ア 製造者の氏名又は名称及び住所</p> <p>イ 前二号に掲げる事項</p> | <p>又は薬剤に係る表示は、成分名の表示を基本とするものとし、組成が明らかな場合は含有量の多い順に表示するものとする。</p> <p>2 前項において、資材又は薬剤の成分の把握が困難な場合にあつては、成分に代わり商品名等を表示するものとする。この場合、資材又は薬剤がどのようなものかが、消費者に伝わるよう工夫するものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、規約第7条第7項により表示の内容に責任を負う者は、使用された資材又は薬剤の安全性について万全を期すとともに、一般消費者等から安全性に関し説明の要請があつた場合は、すぐに回答できるようにしておくものとする。</p> <p>4 畳表を輸入した事業者 (委託等により他の事業者を介して輸入した畳表を販売する事業者を含む。以下同じ。) は、生産者への確認又は目視その他の方法により着色加工 (着色剤を添加した天然染土にいぐさ原草を浸漬し畳表に製織すること又はいぐさ原草に直接着色剤による着色を施して畳表に製織することをいう。以下同じ。) の有無を確認するとともに、着色加工があつた場合は着色剤の成分を表示するものとする。ただし、着色剤の成分の把握が困難な場合にあつては、成分に代わり「着色剤」と表示することができる。この場合における着色剤の安全性については、前項の規定を準用するものとする。</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>ウ 加工方法</p> <p>エ 新畳、表替え、裏返しの別</p> <p>オ 畳店段階での表面加工の有無、加工目的、加工方法及び使用資材又は薬剤</p> <p>カ 畳表 JAS 格付の有無</p> <p>キ 畳類に関する統一的な消費者相談窓口及び連絡先</p> <p>2 前項第3号の畳及び畳様のものの表示において、追加情報として、畳製作技能士の資格の有無及び登録番号、製造工程管理責任者（品質管理責任者資格を含む）の有無及び登録番号並びにその他の畳類に関する認証資格名及び当該認証資格にかかる登録番号を表示することができる。</p> <p>3 表替えの場合は、第1項第2号の表示は行わないものとし、裏返しの場合は、第1項第1号及び第2号の表示は行わないものとする。ただし、畳及び畳様のものを製造する事業者（委託してこれを製造する者を含む。以下同じ。）が、現に使用している畳床の防虫処理を行った場合は、当該畳及び畳様のものを製造する事業者が、第1項第2号のウの表示を行うものとする。</p> <p>4 第1項の事業者は、畳類が、通常、一般消費者からの注文生産により販売されるという特性に鑑み、畳及び畳様のものの加工・工事を行う前の段階で前項各号の表示事項を一般消費者に示し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択に資するよう努めなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、工務店、ハウスメーカー、ホームセンター、不動産業者、総合建設業者その他の事業者（以下「工務店等」という。）からの依頼により畳及び畳様のものの加工を行う事業者は、当該工務店等に対し、事前に第1項各号の表示事項を提示しなければならない。</p> | <p>第7条 規約第7条第1項第3号のウの加工方法は縫い付けたものについては「縫着」、貼り付けたものについては「接着」と表示するとともに、接着したものについては裏返しができない旨を併せて表示するものとする。</p> <p>2 規約第7条第1項第3号のエオの表面加工の目的の表示方法は第5条に準ずるものとする。</p> |
|---|--|

い。また、当該表示事項を畳及び畳様のものの工事を行う前の段階で一般消費者に示すよう要請に努めるものとする。

6 前項の規定は、工務店等を通じて建築士等からの依頼により畳及び畳様のものの工事を行う場合にも準用する。この場合、「工務店等からの依頼により」を「工務店等を通じて建築士等からの依頼により」と、「当該工務店等に対し」を「当該建築士等に対し」とする。

7 第1項第3号のアは、インターネット等により一般消費者が容易にその表示内容を閲覧できるようにした上で、記号による表示を行うことができる。この場合、一般消費者の利便性に留意しなければならない。

8 第1項各号の表示事項は、畳表 JAS による格付又は畳床 JIS による認証が行われている畳類であって、当該畳表 JAS 又は畳床 JIS の表示事項と重複しているものにあつては、畳表 JAS 又は畳床 JIS の表示を行った上で、当該重複している表示事項を省略することができる。

9 第1項各号の表示事項は、当該畳類を製造した事業者（委託して製造した事業者を含む。以下同じ。）若しくは輸入した事業者（委託等により他の事業者を介して輸入した畳表を販売する事業者を含む。以下同じ。）が表示し、別に定めるところにより、一般消費者に畳類を販売する事業者に適正に伝達するとともに、その内容についての責任を負うものとする。

ただし、第1項第3号のカは、畳及び畳様のものを製造する事業者（委託してこれを製造する者を含む。）が格付の有無を確認して表示し、同項第2号のエの表示は、畳床 JIS の認証を受けた者が表示するものとする。

また、畳及び畳様のものを製造する事業者（委託してこれを製造する者を含む。）が、畳表に表面加工を行った場合、又は第3項の畳床の防虫処理を行った場合は、第1項第3号のオの表示及び同項第2号のウの表示は、当該畳及び畳様のものを製造する事業者が行うとともに、その内容についての責任を負うものとする。

（出荷証明書）

第8条 畳表を輸入した事業者（委託等により他の事業者を介して輸入した畳表を販売する事業者を含む。以下同じ。）は、規約第7条第1項第1号の表示事項のほか、出荷年月日、出荷枚数を記載した出荷証明書を、取引の1出荷単位ごとに、譲渡した事業者に表示内容を適正に伝達するものとする。

2 畳表を製造した事業者（委託して製造した事業者を含む。以下同じ。）は、規約第7条第1項第1号の表示事項のほか、出荷年月日、製品ロット番号、出荷枚数を記載した出荷証明書を、取引の1出品単位ごとに、譲渡した事業者に表示内容を適正に伝達するものとする。なお、製品ロット番号は出品単位ごとに付与するものとする。

3 畳床を製造した事業者（委託して製造した事業者を含む。以下同じ。）若しくは輸入した事業者（委託等により他の事業者を介して輸入した畳床を販売する事業者を含む。以下同じ。）は、規約第7条第1項第2号の表示事項に記載した出荷証明書又は納品書等により、譲渡し

10 第1項各号の表示事項は、畳類の本体に取り付ける場合又はコード番号、QRコードに対応した端末機器で確認できる方法により表示する場合は、容易に外れないように取り付けなければならない。

また、畳類とは別に前条の表示事項を記載した書面を添える場合は、販売する畳類と表示内容が同一のものであることを、製造番号その他の方法により、一般消費者が容易に確認できるようにしておかなければならない。

(事業者間におけるいぐさ原草の表示事項の受け渡し)

第8条 畳類の原料としていぐさ原草の譲渡を行う事業者は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる事項を取引相手の事業者にも適正に伝達しなければならない。

- (1) いぐさ原草の産地名(ただし、外国産のものは原産国名)
- (2) いぐさ原草を譲渡す事業者の氏名又は名称及び住所

(消費者への対応責任)

第9条 事業者は、消費者等からの問い合わせや苦情について、自らの行為に帰すべきものは、自らが真摯に対応するものとする。

(特定用語の使用基準)

第10条 「最高級」、「極上」又はこれらに類似する畳類の品質の優良性を強調する用語は、あらかじめ公正取引協議会が別に定める基準により審査の上、使用が認められた場合を除き、使用してはならない。

(不当表示の禁止)

第11条 事業者は、畳類の取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- (1) 前条に規定する特定用語の使用基準に合致しない表示
- (2) 合理的な根拠がないにもかかわらず、前条に規定す

た事業者に表示内容を適正に伝達するものとする。

(特定用語の使用の判断基準)

第9条 規約第10条の規定に基づき、規約第15条の畳類公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)が特定用語の使用の可否を判断する基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 畳表 JAS 規格の特等を一定以上、上回っていることが、同基準に照らして明らかであること
- (2) 原料、製造工程、製法等が特別に管理されており、その結果製造された畳類が、他の畳類より特に優れていることが明らかであること

る特定用語に類似する表示を行うことにより、当該商品の品質が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示

- (3) 当該製品について賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、賞を受け、又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示
- (4) 他の事業者又は他の事業者の商品を中傷し、又はひぼうすることによって、他の事業者に係るものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件等について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(おとり広告に関する表示の禁止)

第12条 一般消費者に量類を販売する事業者は、店頭掲示、折り込みチラシその他の方法により広告を行う場合は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 実際には取引することができず、又は取引の対象となり得ない量類について、これを購入できると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (2) 実際には取引する意思がない量類について、これを購入できると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (3) 販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されている量類について、その限定の内容が明瞭に記載されていない表示

(量表等の表示内容の適正な伝達の検証)

第13条 量表(いぐさを原料とするものに限る。以下本条において同じ。)又はいぐさ原草(第8条第2項のいぐさ原草に限る。以下本条において同じ。)を譲受け又は他の事業者へ譲渡した事業者は、別に定めるところによ

(量表等の表示内容の適正な伝達の検証の手順)

第10条 規約第13条第1項乃至第3項による表示内容の適正な伝達の検証は、次の手順により行うものとする。

- 1 量表の生産又は輸入に携わる者の手順
量表を生産した事業者が他の事業者に量表を譲渡す場合

り、第7条第1項第1号並びに第8条の表示の内容の適正な伝達が検証できるようにしておかなければならない。

2 畳床を譲受け又は他の事業者へ譲渡した事業者は、別に定めるところにより、第7条第1項第2号の表示の内容の適正な伝達が検証できるようにしておかなければならない。

3 畳及び畳様のものを譲受け又は他の事業者へ譲渡した事業者は、別に定めるところにより、第7条第1項第3号の表示の内容の適正な伝達が検証できるようにしておかなければならない。

2 公正取引協議会は、前3項の適正な伝達を検証するため、必要に応じ、事業者から実施状況の報告を求めることができるものとする。

3 事業者が他の事業者に委託をして畳表又はいぐさの譲渡しをする場合における第1項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の事業者への譲渡し」とあるのは、畳表又はいぐさの譲渡しの委託をする事業者にあっては「譲受け又は他の事業者への譲渡しの委託」と、畳表又はいぐさの譲渡しの受託をする事業者にあっては「譲渡しの受託又は他の事業者への譲渡し」とする。

は、第8条第1項又は第2項の出荷証明書を作成し、取引相手に受渡すとともに、次の事項の記録を作成し、5年間保存する。

① 譲渡しをした畳表の数量

② 譲渡しをした相手方の氏名又は名称

2 畳表の流通に携わる者の手順

畳表を生産し又は輸入した事業者若しくは他から畳表を譲受けた事業者から畳表を譲受け、他の事業者に譲渡す事業者は、次に係る記録を作成し、5年間保存する。

① 譲受け又は譲渡しをした畳表の数量及び当該畳表の在庫数量

② 譲受け又は譲渡しをした年月日若しくは搬入又は搬出をした年月日

③ 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称

④ 譲受け又は譲渡しをした畳表の仕入れ又は出荷伝票番号

⑤ 譲受け又は譲渡しをした畳表の製織者又は輸入者の氏名又は名称及び製品ロット番号（国内で製織された畳表の場合に限る。）

3 いぐさ原草の生産、輸入、流通に携わる者の手順

(1) いぐさ原草を生産し又は輸入し、他の事業者にいぐさ原草を譲渡す事業者は、規約第8条の表示事項を記載した出荷証明書又は納品書等を受渡すとともに、次の事項の記録を作成し、5年間保存する。

① 譲渡したいぐさ原草の数量

② 譲渡した年月日若しくは搬入又は搬出をした年月日

③ 譲渡した相手方の氏名又は名称

④ 譲渡した者の氏名又は名称

(2) いぐさ原草を生産し又は輸入した者からいぐさ原草を譲受け、他の事業者に譲渡す事業者は、規約第8条の表示事項を記載した出荷証明書又は納品書等を受渡すとともに、前号の記録を作成し、5年間保存する。

4 取引情報等の記録の作成

前3項の規定に基づく記録（以下「取引情報等の記録」という。）は、次に定めるところにより作成する。

① 書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成する。

② 原則として、事務所、事業場又は店舗ごとに作成する。ただし、主たる事務所において記録を一括して保存している場合等であって、主たる事務所に照会することにより、当該記録を速やかに確認することができる場合は、一括して作成することができる。

③ 記録は、いぐさ原草又は畳表を譲受け又は譲渡する際の取引単位で作成する。

④ 第2項、第3項及び第4項の取引において、返品その他の事由により取引情報等の記録に係る事項のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切に記録を変更する。

5 いぐさ原草又は畳表を分割して譲渡する場合の取扱
第2項の事業者が、一取引で譲受けた畳表を分割して他の事業者に譲渡する場合は、分割した荷ごとに出荷証明書を複写して取引相手に受渡すことができる。

第3項の事業者が、いぐさ原草を分割する場合も同様とする。

6 畳及び畳様のものの製造・販売に携わる者の手順
畳及び畳様のものを製造・販売する事業者は、畳表を譲受けたときは、取引伝票及び出荷証明書を5年間保存するとともに、次の事項に係る記録を作成し、5年間保存する。

① 仕入れ年月日、納品書番号、仕入枚数

② 当該畳表の使用状況、在庫枚数

7 他に委託又は受託して譲渡する場合の記録の作成、保管等の取扱

(1) 第1項乃至第3項及び第5項乃至第6項の手順は、

他の事業者へ委託し又は他の事業者から受託する等他の事業者を介して畳表又はいぐさ原草の譲渡しをする場合に準用する。この場合、取引情報の記録の作成、保管は、原則として委託等を行った事業者が行う。

(2) 前号の取引情報の記録の正確性を期すため、畳表又はいぐさ原草の譲渡しを委託又は受託等により行う事業者の間で、取引情報に齟齬がないようにしなければならない。

(書類の整備等)

第14条 事業者は、第10条に規定する用語を表示する場合は、表示の根拠となる畳類の管理状況及び出荷販売等の事項について記載し、若しくは記録した書類等を作成し、又はこれらに代わる伝票等を、当該表示に係る畳類を出荷した日から5年間保存しなければならない。

2 第7条第1項第1号のオ及び同項第3号のオについて、表面加工を「有」と表示した事業者は、当該加工に使用した資材又は薬剤の成分の安全性に関する情報について把握するよう努めるものとする。

(畳類公正取引協議会の設置)

第15条 この規約の目的を達成するため、畳類公正取引協議会（この規約において「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、事業者及びこの規約に参加する事業者団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第16条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。

(2) この規約についての相談及び指導に関すること。

(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。

(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。

(5) この規約の規定に違反する構成事業者に対する措置

に關すること。

- (6) 公正取引マーク等（以下「証紙等」という。）の承認等に関する事。
- (7) 一般消費者等からの苦情處理に関する事。
- (8) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関する事。
- (9) 關係官庁との連絡に関する事。
- (10) 會員に対する情報提供に関する事。
- (11) その他この規約の施行に関する事。

(會員証紙等)

第17条 一般消費者に豊類を販売する事業者であつて、この規約を遵守し、かつ、第7条第1項各号の表示を行っている事業者は、豊類の本体、包装等に「豊類公正取引協議会會員証紙」を表示することができる。

2 一般消費者に豊類を販売する事業者であつて、この規約を遵守している事業者は、店頭、チラシ等に「豊類公正取引協議会加盟店マーク」、「豊類公正取引協議会會員」の表示をすることができる。

3 第1項の「豊類公正取引協議会會員証紙」及び前項の「豊類公正取引協議会加盟店マーク」並びに「豊類公正取引協議会會員」の表示公正取引協議会が別に定める使用基準によるものとする。

(違反に関する調査)

第18条 公正取引協議会は、第5条から第14条まで及び前条の規定に違反する事實があると思料するときは、關係者を招致して事情を聴取し、關係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事實について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書を

もって警告し、これに従わないときは、〇万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

- 第 19 条 公正取引協議会は、第 5 条から第 14 条まで及び第 17 条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、当該違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、〇万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁及び公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第 3 項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁及び公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

- 第 20 条 公正取引協議会は、第 18 条第 3 項の規定による措置（警告を除く。）又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該構成事業者に送付するものとする。
- 2 前項の構成事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該構成事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(加入者の制限)

第21条 過去に、景品表示法に基づく措置命令又は本規約に基づく処分を受けたものは、命令又は処分を受けた時から起算して〇年を経過しないうちは、この規約に参加することができない。

(規則の制定)

第22条 公正取引協議会は、この規約の施行に関する事項について規則を定めることができる。

2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

26年3月 豊類公正競争規約作成連絡会